（信託法施行令に係る電磁的方法）

第三十二条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［略］

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託法施行令に係る電磁的方法）

第三十二条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　［同上］

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十四号

建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十条第五項及び第三十九条第三項の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第一条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法）

第三条　法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電磁的方法）

第三条　法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　［同上］

二　第一条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十六号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

外務大臣　上川　陽子

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線又は傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　令和五年八月一日から令和六年三月三十一日までの間の第九条に定める経費の額を本邦通貨に換算する場合においては、外務大臣が認める場合に限り、第十条の規定にかかわらず、当該期間の適当な時期に、外務大臣が外国為替市場の相場を基礎にして当該経費の支払に用いられる通貨ごとに定める換算率によるものとする。	**附　則** 1～4　［同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年八月一日から適用する。

○外務省令第十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

外務大臣　上川　陽子